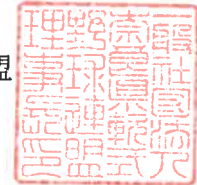


奈軟野連発第2号
令和6年1月11日

支 部 長 各位
学童チーム 各位

一般社団法人奈良県軟式野球連盟
理事長 宮本忠彦



学童野球競技者の登録について（ご通知）

平素は、一般社団法人奈良県軟式野球連盟にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。標記の件につきまして、昨年12月開催の第8回理事会にて、令和6年度より下記の通り改正することが決定いたしましたので、ご通知いたします。

ご確認いただき、各支部ならびにチーム内での周知徹底をお願いいたします。

なお、年度内異動については、これまで通りといたしますが、規則から逸脱した事案も見受けられますので、現在これらに対する罰則規程等も検討しており決定次第ご通知いたします。

記

第1条 登録規程第5条の規定に基づき、学童部登録に関し以下に変更する。

- (1) 年度登録については、ブロック制を廃止して、居住地に関わらず県内全てのチームに登録することができる。(全県一区制度)

以上